

標準引越運送約款

(平成二年運輸告示第五百七十七号)
最新改正令和六年国土交通省告示第二百十号

目次

- 第一章 総則(第一条-第二条)
- 第二章 見積り(第三条)
- 第三章 運送の引受け(第四条-第五条)
- 第四章 荷物の引渡し(第六条-第八条)
- 第五章 指図(第九条-第十四条)
- 第六章 事故(第十五条-第十七条)
- 第七章 運賃等(第十八条-第二十一条)
- 第八章 責任(第二十二条-第二十九条)
- 第九章 附則(第三十-第三十一条)

第一章 総則

第一条 適用範囲

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用される。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する特定の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらぬ旨をあらかじめ告知した場合には、適用されせん。

2 この約款に定めのない事項については、法令が一般の慣習によりする。

3 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二条 (受付日時)

第二条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二章 見積り

第三条 見積り

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金を(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という。)を行います。

2 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込書(併せて発行します)。

一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

三 荷物の受取日時及び引渡日

四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

五 運賃等及び合計額、内訳及び支払方法

六 契約手数料の額

七 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

八 荷送人及び荷受人並びに当店が行う作業内容

九 その他見積りに関し必要な事項

3 前項作業等に応じて運賃等の内容とを区分してわかりやすく記載します。

4 見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において見直しを行った場合に限り、見直しに要する費用を請求することがあります。この場合は、見積り又は行前前記の金額を申込書に通知し、了解を得ることがあります。

5 当店は、見積りの際に入金、手付金等(前項ただし書規定による見直しに要した費用を除く。)を請求しません。

6 当店は、見積りに対して、この約款を提示します。

7 当店は、見積りに記載した荷物の受取日の三日目までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無無きについて確認を行います。

第三章 運送の引受け

第四条 引受け拒絶

第四条 当店は、次の各号の二に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一 運送の申込みがこの約款によらぬものであるとき。

二 運送に適する設備がないとき。

三 運送に關し申込者から特別の負担を求めらるるとき。

四 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五 天災その他やむを得ない事由があるとき。

六 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一 現金、有価証券、宝石貴金属、預金簿、キートンカード、印鑑等荷送人にかつて携帯することのできる貴重品

二 火災類その他の危険品、不潔な物品その他荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの

三 動物物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たって特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの

四 申込者が第八条第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による結核の同意を与えないもの

第五条 (運送運輸又は利用運送)

第五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第四章 荷物の受取

第六条 (荷物の受取を拒絶)

第六条 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取りません。

第七条 (荷造り)

第七条 荷造りは、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りしなければならない。また、当店は、荷物の荷造りや運送に必要とする荷送人に、荷造り又は荷送人の負担により必要な荷造りを行うように、前二項の規定にかかわらず、当店は荷造り人からその負担に応じ、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第八条 (荷物の種類及び性質の確保)

第八条 当店は、荷物を受取るとき、第四条第二項各号に掲げる荷物(貴重品(第四第二項第一号及び第二号に掲げるものを除く。))、壊れやすいもの(ペン)等の電子機器若しくは、第二十二条第二項において同じく、包装若しくは値取りしやすき等の運送に上乗の注意を要するもの(有無並びにその種類が性質を申告するときは、荷送人の同意を得ることの余りなし)に注意して荷物を包装し、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したときと異なるらむとき、第二十二項の規定により包装した場合は、荷物の種類が性質が荷送人の申告したときと異なるらむとき、点検を要した費用は荷送人の負担とする。

4 第二項の規定により包装した場合は、荷物の種類が性質が荷送人の申告したときと異なるらむときは、点検を要した費用は荷送人の負担とする。

第五章 荷物の引渡し

第九条 (荷物の引渡しを行う日)

第九条 当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷送人又は荷受人に対して通知します。

2 荷受人が不在の場合、記載した引渡日に引渡先不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷送人に対し、荷受人に代わって荷物を受け取る旨(以下「代理受取人」という。)の委託を連絡先の申告を求めます。

3 荷受人が代理受取人を取らなかつた場合は、引渡日不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

4 引渡先が不在の場合の措置

第十条 当店は、荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」という。)を通知することができ、又は荷受人等が荷物の受取拒絶したときは、これを理由として、荷物の引渡しを拒絶することがあります。

2 前項の規定による荷物の引渡しを拒絶したときは、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したときと異なるらむとき、第二十二項の規定により包装した場合は、荷物の種類が性質が荷送人の申告したときと異なるらむとき、点検を要した費用は荷送人の負担とする。

3 引渡先が不在の場合の措置

第十一条 当店は、相当の期間(以下「前条第一項に規定する指図の日」といふ)を、荷物を倉庫等に寄託し又は供託し若しくは販売し、することができます。

第十二条 (指図)

第十二条 荷受人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引渡したときは、行使することができません。

第十四条 (指図による場合)

第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じることがあります。

2 当店は、前項の規定により指図に応じて応じるときは、運滞なくその旨を荷送人に通知します。

第六章 指図

第十五条 (事故の際の措置)

第十五条 当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、運滞なくその旨を荷送人に通知します。

2 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したときは、運滞なくその旨を荷送人に通知し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

第七章 事故

第十八条 (運送中の事故)

第十八条 運送中の事故が生じたときは、運滞なくその旨を荷送人に通知します。

3 当店は、前項の場合において、指図を待たずともならないとき、又は当店の定めたる期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をします。

4 第二項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認めるときは、荷送人の指図に応じることがあります。

5 第二項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認めるときは、運滞なくその旨を荷送人に通知します。

6 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、運滞なくその旨を荷送人に通知します。

7 当店は、前項の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、運滞なくその旨を荷送人に通知します。

8 前項の規定にかかわらず、当店は、前項の滅失又は損傷を発見したときは、運滞なくその旨を荷送人に通知します。

9 前項の規定にかかわらず、当店は、前項の滅失又は損傷を発見したときは、運滞なくその旨を荷送人に通知します。

第八章 運賃等

第十九条 (運賃及び料金)

第十九条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第二十条 (運賃の引上げ)

第二十条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第二十一条 (運賃の引下げ)

第二十一条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第二十二条 (運賃の引上げ)

第二十二条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第二十三条 (運賃の引下げ)

第二十三条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第二十四条 (運賃の引上げ)

第二十四条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第二十五条 (運賃の引下げ)

第二十五条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第二十六条 (運賃の引上げ)

第二十六条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第二十七条 (運賃の引下げ)

第二十七条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第二十八条 (運賃の引上げ)

第二十八条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第二十九条 (運賃の引下げ)

第二十九条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第三十条 (運賃の引上げ)

第三十条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第三十一条 (運賃の引下げ)

第三十一条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第三十二条 (運賃の引上げ)

第三十二条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第三十三条 (運賃の引下げ)

第三十三条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第三十四条 (運賃の引上げ)

第三十四条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第三十五条 (運賃の引下げ)

第三十五条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第三十六条 (運賃の引上げ)

第三十六条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第三十七条 (運賃の引下げ)

第三十七条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第三十八条 (運賃の引上げ)

第三十八条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第三十九条 (運賃の引下げ)

第三十九条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第四十条 (運賃の引上げ)

第四十条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第四十一条 (運賃の引下げ)

第四十一条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第四十二条 (運賃の引上げ)

第四十二条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第四十三条 (運賃の引下げ)

第四十三条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第四十四条 (運賃の引上げ)

第四十四条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。

第四十五条 (運賃の引下げ)

第四十五条 運賃及び料金を並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりする。